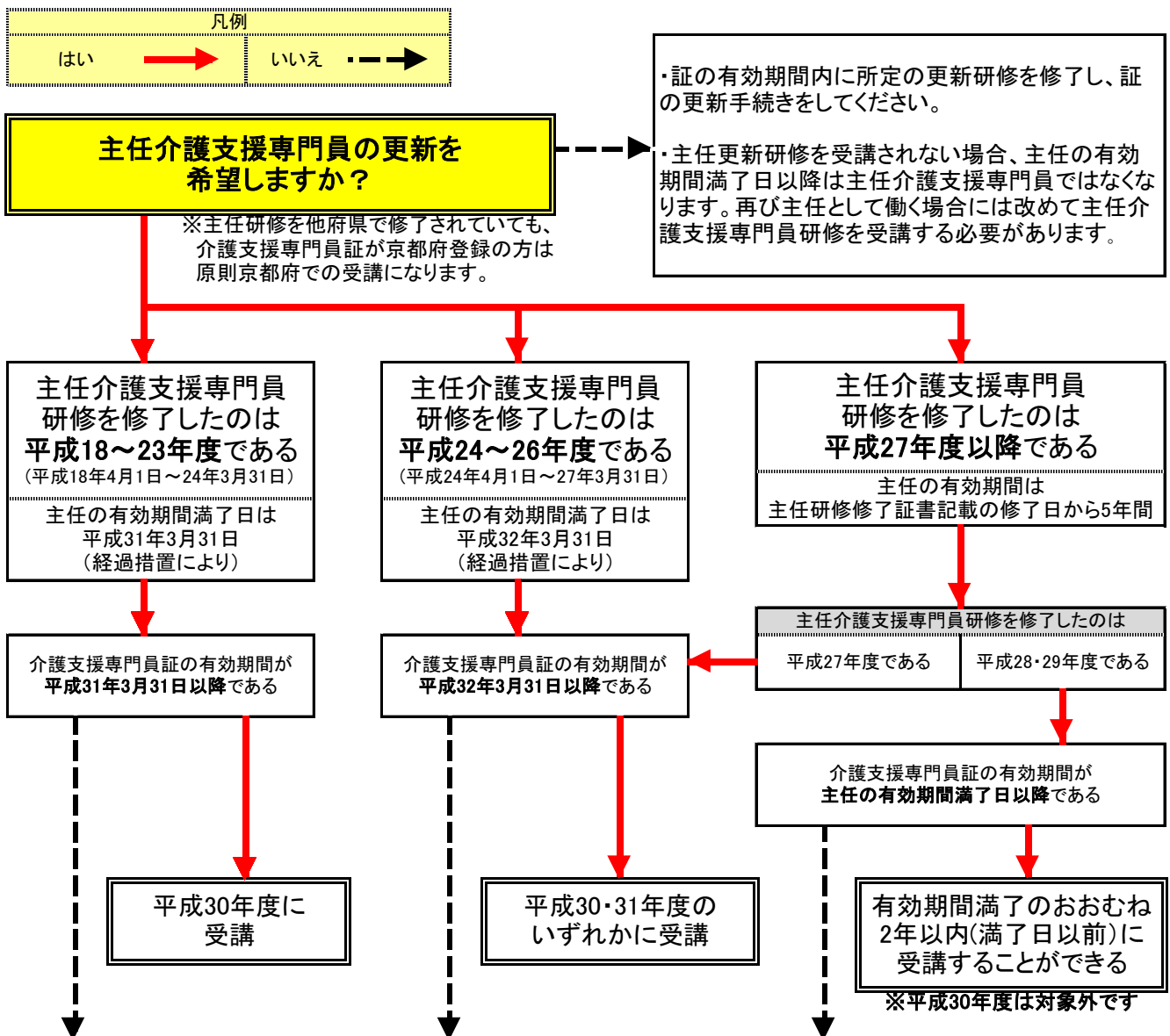


# 平成30年度主任介護支援専門員〔更新〕研修受講フローチャート

## <介護支援専門員証の有効期間満了日の更新手続きに関する注意事項>

- ① 介護支援専門員証(以下「証」という)の有効期間満了日まで主任介護支援専門員更新研修(以下「主任更新研修」という)を修了すれば、介護支援専門員更新研修(以下「更新研修」という)の受講が免除されます。  
 ※主任更新研修の有効期間に関する経過措置については、証の有効期間には適用されません。主任更新研修を修了し、証の更新手続きが完了する前に証の有効期間満了日が経過しないよう、注意してください。
- ② 主任更新研修を修了された方の証の更新手続きについては、原則として、証の有効期間は主任更新研修修了証書の有効期間に置き換えて交付します。なお、置き換えを希望しない方については、別段の申し出により置き換えないことも可能です。

【更新手続きに関する問い合わせ先】京都府 健康福祉部 高齢者支援課 TEL 075-414-4578



**《重要》主任更新研修は、証の有効期間内に修了する必要があります。**  
**主任更新研修を受講される場合は証の有効期間に注意してください。**  
 主任更新研修を修了される前に証の有効期間が満了になる方は、主任更新研修を受講される前に従来通り介護支援専門員更新研修を受講して、証の有効期間の更新を行ってください。  
 証の更新手続きをせず有効期間満了日が経過した場合は、主任介護支援専門員の資格もなくなります。

【研修についての問い合わせ先】  
 公益社団法人京都府介護支援専門員会事務局 TEL:075-741-7504 FAX:075-254-3971 Mail:cm7504@kyotocm.jp